

令和7年 第12回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月24日（水）午後2時35分から午後3時30分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	大芦 宏
委員	2番	川田恒夫
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 (1人)

委員	1番	新井 勉
----	----	------

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	塩野目裕
副参事	森久仁彦
農地調整係	係長 亀山聡士
	主査 峯 裕江
	主査 安在亮人
	主事 島田佳汰
	主事補 小林 准

7. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和7年第12回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議 長 開会に先立ち、本日の出席委員数を事務局長に報告してもらいます。

事務局長 はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による欠席の届出のあった委員は、議席番号1番 新井勉委員の1名でございます。
また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。

議 長 事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和7年第12回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規

則第19条第2項の規定により、議席番号4番 石澤和枝委員、議席番号9番 小林秀男委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年12月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年12月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号

から議案第6号まででございます。

はじめに議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年12月24日提出 佐野市農業委員会会長。

3条868番 賃借権の設定。借賃は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。主な経営作物は、なす・かき菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は480日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条869番 使用貸借による権利の設定です。申請地までの距離は2km、所要時間は5分です。農地の利用状況につきましては、3条868番と借人が同じのため省略します。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条870番 使用貸借による権利の設定です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。農地の利用状況につきましては、3条868番と借人が同じのため省略します。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条871番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、刈払い機1台を所有予定です。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条872番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地ま

での距離は2km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。主な経営作物は、米となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条873番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、耕運機1台を所有予定です。主な経営作物は、野菜・果樹となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は160日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条874番 贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、手作業用の農機具を使用予定とのことではありません。主な経営作物は、野菜・果樹となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条875番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、耕運機1台、田植機1台、稲刈機1台を所有しております。主な経営作物は、米・小麦となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(小関 昭男委員 挙手)

小関委員、お願いします。

6 番
小関委員

3条871番について、申請地は〇〇、譲受人が〇〇町で申請地までの距離が0.01kmとはどういうことなのか。また3条873番について、申請地が〇〇で、譲受人の住所が〇〇県で申請地までの距離が0.01km。3条874番について、申請地が〇〇で、譲受人が〇〇市で申請地までの距離が0.01kmとなっており、何かの間違いでしょうか。

議 長

事務局お願いします。

事務局

3条の871番につきましては、申請地のすぐ向かい側に新築で住宅を建築される予定でして、そこからの距離ということで記載しています。3条の873番も申請地に隣接している住宅がありまして、そちらに移り住む予定であり、そちらからの距離で記載しています。3条の874番につきましては隣接する宅地に住宅が建っておりまして、そちらに週の半分くらい通って生活するということでしたので、そちらからの距離で記載させていただきました。

(小関 昭男委員 挙手)

議 長

小関委員、お願いします。

6 番
小関委員

説明を聞きましてわかりました。ありがとうございました。

議 長

ほかにありませんか。

(川田 恒夫委員 挙手)

川田委員、お願いします。

2 番
川田委員

農地の単価ですが、3条873番は10a当たり〇〇円、ほかを見ると10a当たり〇〇円代から、3条872番だと〇〇円と、あまりにも差がありすぎますが、その辺はどうなのでしょう。

議 長

単価についてですが、事務局お願いします。

事務局

高い金額につきましては、農地と宅地が一つの契約となっているよう

でして、農地と宅地を分けた金額は出ていないため、隣接する宅地も含めた総額を面積で割った単価での記載となっております。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第2号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第2号 農地法4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年12月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号4条179番について、調査班お願いします。

調査班

4条179番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。こ

れより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第3号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年12月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号 5条1201番から5条1204番について、調査班お願いします。

調査班

5条1201番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1202番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準

は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1203番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1204番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局に、議案第4号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和7年12月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号 非農地569番から非農地571番について、調査班をお願いします。

調査班

非農地569番について報告いたします。願出地の周囲に農地はないため、営農に支障はないと思われます。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地570番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われている状況と、森林の様相を呈している状況であり、また20年以上経過しているため、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地571番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

議長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号については、願いのとおりに証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

を議題といたします。

事務局に、議案第5号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和7年12月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号 軽微な変更42番について、調査班をお願いします。

調査班

軽微な変更42番について報告します。農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が2a未満で、転用目的が自己の耕作のための出荷準備作業所及び乗り入れ通路であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、変更後の農地法の見込みは有りと思われます。

議長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とい

たします。

事務局に議案第6号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和7年12月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

議案第6号について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、計画のとおり承認することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました農地法第5条申請に係る意見聴取 令和7年11月分に対する回答についてをご覧ください。令和7年第11回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたことをご報告します。許可については、他法令と調整のうえ会長専決にて許可書を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和7年第12回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後3時30分閉会